

# ペロブスカイト太陽電池案件組成支援事業業務委託

## 企画プロポーザル審査要領

この「公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、福島県が実施する「ペロブスカイト太陽電池案件組成支援事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

### 1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、「ペロブスカイト太陽電池案件組成支援事業業務委託企画プロポーザル審査委員会」（以下「審査会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された提案書について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

### 2 審査方法

- (1) 審査会での審査に当たっては、提案書に基づいて総合的に評価を行う。
- (2) 審査は、別表「プロポーザル評価基準」のとおりとし、審査委員1名あたり130点満点をもって採点する。
- (3) 各評価項目について、A・B・C・Dの4段階評価を行う。評価点は、A=10点、B=6点、C=2点、D=0点とし、各項目の比率に乗じた点数とする。  
※ 比率×2の項目の場合：A=20点、B=12点、C=4点、D=0点
- (4) 審査委員の持ち点の合計60%を基準点とする。基準点に達しない場合は不適格とする（委員4名が審査した場合の満点は520点、基準点は312点）。
- (5) 評価点の最も高い参加者を受託候補者とするが、評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、
  - ① 別表「プロポーザル評価基準」のうち、評価項目「3. 調査方針（全体像）」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。
  - ② 上記①で受託候補者が特定できない場合は、評価項目「4. 提案内容」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。
  - ③ 上記②で受託候補者が特定できない場合は、全ての評価項目において、A評価が多い者を受託候補者として特定する。

別表 プロポーザル評価基準

評価項目	評価の着目点	評価				比率	配点	
		A(10点)	B(6点)	C(2点)	D(0点)			
1	業務実績	(1) ペロブスカイト太陽電池の調査・政策立案等、類似する業務の実績があるか。	ペロブスカイト太陽電池の調査・政策立案等の業務の十分な実績がある。	ペロブスカイト太陽電池の調査・政策立案等の業務の一定の実績がある。	太陽光発電の調査・政策立案等の業務の実績がある。	×1	10	
2	実施体制	(1) 業務にあたる予定の者は、類似する業務の経験を有しているか。	担当者全員が類似業務経験を有している。	類似業務経験を有した者が複数配置されている。	類似業務経験を有した者が1名配置されている。			×1
		(2) 業務を実施するうえで十分な実施体制(人員、スケジュール等)が提案されているか。	具体的かつ実現性のある実施体制が示されており、十分な実施体制が確保されている。	具体的かつ実現性のある実施体制が示されている。	実施体制は示されているが、実現性が低い又は十分ではない。	具体的に示されていない。	×1	
3	調査方針(全体像)	(1) 委託の目的に沿った提案(独自提案を含む)となっているか。	目的を理解しており、独自提案を加える等、全体的に優れた提案となっている。	目的を理解し、独自提案もされており、全体的に選定して良い水準にある。	目的の理解が十分ではない、又は独自性が薄い等、全体的に選定して良い水準以下である。	×2	20	
4	提案内容	(1) 「県内市町村等向けの勉強会の実施」では、効果的な手法や手順が示されているか。	手法や手順が具体的で、精度が高く有効な結果が得られる提案となっている。	基準点を満たす手法や手順が具体的に示されている。	提案内容は、選定して良い水準以下である。	手法や手順が示されていない。	×2	20
		(2) 「県内市町村等への意識調査の実施」では、効果的な手法や手順が示されているか。	手法や手順が具体的で、精度が高く有効な結果が得られる提案となっている。	基準点を満たす手法や手順が具体的に示されている。	提案内容は、選定して良い水準以下である。	手法や手順が示されていない。	×2	20
		(3) 「令和6年度に委託者が設置したペロブスカイト太陽電池に係る現地説明の実施」では、効果的な手法や手順が示されているか。	手法や手順が具体的で、精度が高く有効な結果が得られる提案となっている。	基準点を満たす手法や手順が具体的に示されている。	提案内容は、選定して良い水準以下である。	手法や手順が示されていない。	×1	10
		(4) 「国内外におけるペロブスカイト太陽電池の開発状況等の調査」では、効果的な手法や手順が示されているか。	手法や手順が具体的で、精度が高く有効な結果が得られる提案となっている。	基準点を満たす提案が具体的に示されている。	提案内容は、選定して良い水準以下である。	手法や手順が示されていない。	×1	10
		(5) 「調査を踏まえた報告書の作成」では、公共施設等の先行導入につなげるための効果的な手法や手順が示されているか。	分析結果や課題を踏まえた、効果的な手法や手順が具体的に示されている。	基準点を満たす提案が具体的に示されている。	提案内容は、選定して良い水準以下である。	手法や手順が示されていない。	×2	20

- ・評価点の合計(審査委員1名あたり):130点
- ・基準点:審査委員の持ち点の合計60%(審査委員4名が審査会に出席した場合の満点は520点、基準点は312点)
- ・基準点に達しない場合は不適格